<正蓮寺川の今後の工事の進め方について②> (北港大橋より下流の工事内容【下水道】)

(1) 今後の工事概要

今後は、「ポンプ棟Ⅰ期」工事、「ポンプ棟Ⅱ期」工事、「雨水滞水池流入施設」工事及び下水 BOX 工事の施工を引き続き行う。

①「ポンプ棟 I 期」

本体築造工(躯体工)として地下3階〜地下2階の構築を行うが、現在は地下2階が完了している。今後は、ポンプ棟II期、沈砂池棟の躯体と合わせて地上まで構築を行う予定である。

② 「ポンプ棟 II 期」、「下水 BOX」

ポンプ棟Ⅱ期は現在、地盤改良工事を行っている。地盤改良工事が完了後、 仮設工事を行い、掘削工事と順次工事を進めていく。

また、下水 BOX についても地盤改良工事から着手していく予定である。 (平成25年第2回底質浄化審議会(平成26年2月)で承認済)

③ 「雨水滯水池流入施設」

此花ポンプ場から既設雨水滞水池へ雨水を流入させる施設として立坑築造 及び流入渠接続を行っていく。

(平成25年第1回底質浄化審議会(平成25年11月)で承認済)

(2) 掘削土砂の運搬について

これまで此花ポンプ場工事で発生する掘削土砂のうち、対策対象土 (PCB 汚染土) 及びその他汚染対策対象土については、河川内(堤防内)を通行し北港大橋上流側へ運搬していた。

今後、ポンプ棟 II 期及び下水 BOX の掘削工事を行なっていくが、北港新橋他 1 橋が盛土化されることに伴い、河川内(堤防内)の通行ができなくなるため、一時的に一般車両が通行する道路(北港新橋他 1 橋上部)を通過(横断)する必要が生じる。

通行に際しては、交通誘導警備員を配置し安全を図ると共に、運搬車両には飛 散防止のためシートで覆い通行する。通行による周辺環境への影響を確認するた め、工事中の大気質(粉じん・臭気)の確認を行う。

【測定位置】: 北港新橋及び恩貴島橋横断部(別紙環境監視ポイント®、⑥) 【監視項目】: 臭気指数 (ニオイセンサーによる測定) 及び粉じん濃度(デジタル 粉じん計による測定)

【監視時期、頻度】: 粉じん・臭気の発生を伴うと考えられる北港新橋他1橋上部を通過する運搬作業実施日に2回/日(午前・午後)

平成 26 年 11 月 14 日(金) 平成 26 年度 第 1 回 大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会

資 料 1-4

【監視基準值】

臭気指数:運搬作業開始時に試料を採取し、公定法(環境庁告示法・官能試験)による測定と並行して、ニオイセンサーレベル値を求め、相関グラフを作成し、監視基準値に対応するニオイセンサーレベル値を監視基準値とする。

粉じん濃度:運搬作業時の粉じん濃度および粉じん中 PCB、ダイオキシン類、水銀、鉛の量を測定し粉じん濃度と当該項目の関係を求める。並行して、デジタル粉じん計による粉じん測定を実施し、粉じん濃度とデジタル粉じん計の指示値の関係を求める。当該項目の監視基準値以下となるようデジタル粉じん計による測定濃度の上限を定め、これを監視基準値とする。

なお、監視の結果、監視基準に適合しない場合は、工事との因果関係の有無 を確認するとともに必要な場合は措置を講じるものとする。

(臭気指数)

【ニオイセンサー指示値と官能試験による臭気指数の関係】

大気質日常監視で使用予定である複合臭対応ニオイセンサーを用いて、現場発生臭気にて、発生源からの距離を変えてセンサー指示値と臭気指数の測定を行い、相関を確認するとともに、測定結果より仮基準値を定めた。設定した仮基準値に基づき、日常監視を開始する。なお、当面仮基準値については、日常監視の中でセンサー指示値及び臭気指数の測定データを蓄積し、検証及び見直しを行うこととする。

なお、仮基準値を上回る測定値が計測された場合は、測定値を基に必要な措置を講ずる。

(粉じん濃度)

工事中の粉じん濃度とデジタル粉じん計の指示値の関係、および粉じん中の 当該項目濃度は事前測定が不可能である。したがって、工事中の測定データが得 られるまでは、従前の河川内工事に設定したデジタル粉じん計指示値を初期値と する。すなわち、これまでの底質調査結果をもとに、基準値の最も低いダイオキ シン類について監視基準値を設定する。

なお、工事中の測定データに基づき、粉じん濃度と当該項目の関係及び粉じん濃度とデジタル粉じん計指示値の関係が確認できた時点で、監視基準値(デジタル粉じん計値)を見直すこととする。

(監視については高速道路工事において第14回環境監視委員会(平成20年3月)で承認済)

(PCB 汚染土の6面封じ込めについては、平成25年第2回底質浄化審議会(平成26年2月)で承認済)

(3) 施工時の管理

・此花ポンプ場工事及び下水 BOX 工事に伴う大気質日常監視について

粉じん・臭気の発生を伴うと考えられる工事実施日に臭気指数および粉じん濃度の測定を行い、工事管理をすることとする。なお、日常監視基準に適合しない場合は、工事との因果関係の有無を確認するとともに必要な場合は措置を講じるものとする。

(高速道路工事において第15回環境監視委員会(平成20年10月)で承認済)

・此花ポンプ場工事及び下水 BOX 工事に伴う排水処理について

工事に伴って発生する水については事前に水質調査を実施し、放流先の基準を 満足するように適切な処理を行った上で放流することとする。なお、放流にあた っては定期的に水質監視を実施するものとする。

(高速道路工事において第15回環境監視委員会(平成20年10月)で承認済)



